



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

市政レポート

新年度予算案など可決

安城市議会 3 月定例会は 23 日、新年度予算案など市長提出議案の全てを可決しました。私は 15 の議案に反対し、採決を前に反対討論の場で反対理由を述べました。以下、その原稿を転記します。なお、当日は若干のアドリブや読み上げ項目の順序に入れ替えを行っていますので、正確な議事録は議会が発表するのをお待ちください。また、文中に議案番号が出てきますので、市議会のHPやアンフォーレにある議案書と照らし合わせると分かりやすいかと思います。

反対討論

私はただいま上程されております、第 3 号議案「安城市議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、第 4 号議案「安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、第 5 号議案「安城市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について」、第 6 号議案「安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について」、第 7 号議案「安城市職員の降級に関する条例の制定について」、第 9 号議案「安城市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、第 15 号議案「安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、第 16 号議案「安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、第 19 号議案「安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」、第 26 号議案「安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、第 38 号議案「平成 30 年度安城市一般会計予算について」、第 39 号議案「平成 30 年度安城市国民健康保健事業特別会計予算について」、第 45 号議案「平成 30 年度安城市介護保険事業特別会計予算について」、第 46 号議案「平成 30 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について」、第 49 号議案「西三河地方教育事務協議会規約の変更について」、以上 15 案件に対し反対でありますので、議員各位におかれまして、本討論の趣旨にご賛同くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

まず、第 3 号議案、第 4 号議案について指摘いたします。これらは市議会議員及び常勤特別職の報酬・給与等を改変するものです。その時代時代において、金額を改変すること自体を否定する意図はありませんが、他方で地方議会や首長に向けられる目は厳しいものがあり、中には議員や特別職の報酬は低ければ低いほど良いという、誤解を恐れずに言えば、やや平静さを欠いた意見もあります。数年前に起きたそうした意見の一大ブームはやや峠を越えた感がありますが、未だ「いくらが妥当か」冷静に議論することが難しい状況にあると思われまます。県内他市においても同種の報酬引上げ議案が提出されたものの、市民の反発を招き否決された市もありました。こうした状況を鑑みますと、引上げであれ引下げであれ、今はその金額に手をつける時ではないと言えるのではな

いでしょうか。

次に第5号議案、第7号議案について指摘いたします。これらはいずれも、職員の待遇を悪化させる内容です。5号議案は市職員の退職手当を引き下げるものです。その影響は、定年退職16名、普通・早期退職16名、合計32名で1700万円余との事です。7号議案は職員の意に反し降格させることについて、関係事項を定める条例を制定するものです。言わずもがな、職員にとってマイナス影響こそあれ、何らプラスに働くことはありません。従前、こうした条例が無いことで特段困った事案が発生したというわけではないはずですし、こうした制度が持ち込まれることで、評価する側・評価される側の間で好ましくない力学が働くことも懸念されます。

次に、第6号議案について指摘いたします。これは市税条例等の一部改定を行うものですが、この中には、法人市民税の法人税割を従前の9.7%から6.0%へ引き下げる内容が含まれております。このことによる影響額（減収要因）は単年で12.7億円と試算がなされております。議案質疑における市の答弁によれば、その穴埋めに地方消費税交付金も充てられる見込みであると分かりました。そもそも、この改定案の施行時期と消費税率引き上げが予定される時期は同じであり、消費増税と抱き合わせの改定と言えます。逆進性の強い消費税に穴埋めを求めるとするのは、応能負担の原則に反するものではないでしょうか。

次に、第9号議案、第15号議案、第39号議案について指摘いたします。これらはいずれも、国保に係る条例の改定やその改定を反映した予算案です。9号議案は国民健康保険支払い準備基金に関するもので、「国民健康保険の保険給付費の財源に充てる場合に限り」処分することが可能とされていた従来の条文を改め、県への納付の財源等に充てられるように改めるものであり、県単位化を前提としたものです。この改定が国保事業の安定的運営に寄与するとされていますが、「保険者栄えて被保険者減ぶ」では意味がありません。15号議案については、応能割の一つであった資産割をなくし、3方式に改めるものです。併せて、残る3方式の割合や金額も改訂されます。応益割の金額が引き下げられることは良いとしても、種々の問題はあったにせよ資産割が削られたことで、結果的に応能割・応益割の比率という点ではどのような影響を及ぼすのか判断が難しく、玉石混交の内容と言えます。39号議案については、こうした変更を反映した予算組となっており、県単位化によって保険給付は県からの交付金で賄う内容となっています。社会保険への加入要件緩和や後期高齢者医療制度への移行によって国保の被保険者の減少があることは承知していますが、それにしても今回の3月補正まで踏まえた29年度予算と比較し、30年度当初予算は保険給付費が随分低く見積もられている感があります。動向を見ながら十分な額である旨の答弁もありましたが、あまりに下落幅が大きい印象は拭えません。

次に第16号議案、第45号議案について指摘いたします。これらは3年ごとの介護保険料改定にあたり、基準保険料や段階を改め、又その改定を反映した予算案です。従来の12段階を14段階へと細分化した点や第一段階の保険料率を引き下げた点は評価できますが、他方で基準額は一割増となっており、それに伴って第二段階以降全ての段階で被保険者の負担増となっています。第一号被保険者は基本的にはリタイア後の年代です。自ずと収入は限られるわけですので、その層に過度な負担を求めるべきではありません。この変更がなされれば、約9割の被保険者にとっては保険料増額ということになります。特会予算について指摘するならば、そうした負担の増加に見合う受益が見られないことも問題です。3か年の初年度ということを加味しても、前年度比3.71億の負担増に対し受益は1.67億増ではあまりにアンバランスです。

次に、順番が前後しますが第46号議案について指摘いたします。これは、新年度後期高齢者医療特別会計当初予算案です。2年ごとに改定がある同保険の保険料率ですが、これまでと違い、今回は引き下げになったということで、若干、驚いているところでもあります。しかしながら、75才以上のみが加入する後期高齢者医療保険は

国保以上の構造的問題を抱えており、リスク分散という保険の考え方にも馴染まないものです。広域連合方式で声が届きにくい仕組みであることから、問題は大きいと言えます。

次に、第 19 号議案について指摘いたします。これは、消防団員等公務災害補償条例の一部を改訂するものです。具体的には、扶養家族に応じて加算される金額を改定するもので、子どもに対する加算を手厚くするものです。子どもに手厚くするのは結構なことですが、それはそれで単独で行えばすむ話であり、配偶者に対する加算引き下げと一対にする必要はないはずです。

次に、第 26 号議案について指摘いたします。これは秋葉いこいの広場の廃止に伴い、環境学習機能を柿田公園管理事務所に移し、併せて柿田公園及び里緑地（柿田公園の駐車場）の管理も指定管理者に委ねられるようにするものです。この適用は来年四月からですので、現指定管理者の指定期間終了後ということになります。その後の指定管理者がどこになるかは今後の話かと思いますが、いずれにせよ従来直営であった部分にまで指定管理を広げる、しかも営利企業の参入の余地もあることを踏まえれば、本議案は決して好ましいものではありません。

次に、第 38 号議案、平成 30 年度一般会計予算について、主なものを指摘いたします。

10 款総務費では、職員の時間外勤務では、29 年度との比較こそやや改善の傾向も見られますが、これは 29 年度が悪すぎたと受け止めるのが妥当です。もう一年前、28 年度との比較では、職員数は 3.6%ほどの伸びに対し時間外勤務手当は 14.6%の伸びとなっています。このことから、一人当たりの時間外勤務の増大が見受けられます。議案質疑によれば、28 年度は時間外勤務削減を目標に予算だてしたもの、予算が不足し補正を組む必要が生じたため、29 年度以降は前年度実績に基づき予算だてをしているとのことでした。よく言えば現実的なのかもしれませんが、その現実が好ましくない現実（28 年度実績：時間外最長者 1245 時間/年、過労死ライン越え 59 人）である以上、現実に即した予算は認められません。同じく総務費では、住民基本台帳について、過去四年間、毎年高卒年代（年によっては中卒も）の男子の情報を自衛隊に閲覧させていた事が分かりました。30 年度も引き続き同じ対応をとるということで、いつか安城市出身の青年が国の命令で危険な地域に派遣され、命を落とすことになるのではないかという懸念がぬぐえません。「あの手紙さえ来なければ、安城市が閲覧さえ許していなければ、、、」とならない様、対応を改めるべきであります。

35 款商工費では、多数の企業補助金が計上されています。過去の議会でも補助金の在り方は質疑を行ってきましたが、30 年度においても問題のある企業への補助金支出の考えは変わっていないと議案質疑で答弁がありました。すなわち、脱税、粉飾決算、インサイダー取引、データ改ざん、食品偽装、耐震偽装、、、何をしても補助要綱さえ守って正しく申請書さえ提出すれば安城市の補助金は受けることができってしまうわけです。これは到底、看過できるものではありません。

40 款土木費では、新安城駅周辺地区まちづくり検討委託料 300 万円が計上されています。これは、新安城まちづくり協議会への委託であり、形の上では同協議会からの要望によって、今議会最大のテーマとなっている新安城駅橋上化事業が行われようとしているわけです。そう考えますと、この新安城駅周辺地区まちづくり検討委託料が橋上化事業の出発点とも言えます。問題はあまりに情報が制限されていることです。この事業は新規事業ではなく継続的に行われてきたものであり、この間にやってきたこと、これからやっていくことを議案質疑で尋ねました。ところが、約 4 年間、議案質疑日時点で 20 回にわたって開かれてきた協議会の報告としてはあまりに短いインスタントラーメンもできない 2 分半程度の報告でありました。担当への聞き取りによれば、同協議会は 5 人までなら部外者であっても傍聴が可能だそうです。しかし、そもそもいつ開催するのかという情報を非公開にしており、一般の人は傍聴などできるはずもありません。こうした情報公開の不徹底が、町内会の方々ら

の落ち度であるならば当初予算を否決する理由としてはやや脆弱かもしれませんが、そうではないはずです。同協議会の事務局を都市計画課が担っている以上は、役所の落ち度と言わざるをえません。議案質疑で、「担当部局が独断で情報統制を行ったのではなく、もっと大きな力が働いた」とオブラートに包んだ表現をしましたが、端的に言えば大きな力とは市長です。客観的事実として、約4年間のうち、最初の2年間、第1回から第7回までのまちづくり協議会の開催通知は神谷学安城市長名義で發文されています。どの議員を呼び、どの議員は呼ばないか、どの町内会は声をかけ、どの町内会は排除するか、その判断は市長の判断であったはずで、一律に地域で線を引きなら公正ですが、この歪なゲリマンダーの様な線引きが30年度も続く以上、看過できません。覆い隠された300万円事業の中で1000倍の30億円の事業の方向付けがなされる様な非民主的なあり様を、議会は承認すべきではありません。これは、橋上化の是非ではなく、情報公開についての指摘であります。正しい情報があるこそ、正しい判断ができます。正しくない情報や不十分な情報で正確な判断を妨げるような当局の振る舞いを是認すべきではありません。

最後に第49号議案について指摘いたします。これは、西三河地方教育事務協議会規約の変更であり、いわゆる八重山問題に端を発した法改定の余波を受けるものです。これまでも教科書選定は近隣市と共同で行なっており、私の知る限りでは、これまで激しくどの教科書を選定するかで対立したということは無いものと思います。ただ、今後においてもそうしたことが生じないとは言い切れず、場合によっては安城市が選択を希望する教科書が採用されないというケースも考えられます。従来であれば、八重山の例のように、最終的に近隣市と異なる教科書を選択することも可能だったわけですが、本改定によって、7市1町の共同採択という縛りが強化されることになります。安城市への影響という視点に立てば、市民文教常任委員会の質疑で指摘したように、例えば新美南吉の童話の掲載された教科書を安城市が選択したいと思っても、他の6市1町が同調しなければ、結果的に南吉童話の掲載されていない教科書を使用せざるを得ないと言ったことも生じます。根拠法となった法改訂の国会審議では、野党各党から多数の批判が上がりました。当時、民主党だった菊田真紀子委員は「地域の実情に合わせた学校の特色ある取り組みを国が応援していくこと観点こそ必要不可欠で、国家の考え方を強要し、統制しようとする教育行政では国の未来を切り開けない。」とただし、社民党・吉川元委員からは「過去に閣議決定(麻生政権時代)されている学校単位での採択や共同採択地区の小規模化の検討が進められてきた形跡が見られない」と、過去の閣議決定に反する同法改定案を非難しています。さらに共産党の宮本岳志委員は発端となった八重山問題について「文科省が地方教育委員会の権限に属する採択方法にまで立ち入って介入したことが問題をこじらせた原因。竹富町教育委員会に直接是正要求をするという強権を発動したことは異常としか言いようがない。」と、今日の前川氏講演に対する名古屋市教育委員会への文科省の介入を先取りするような出来事に対し厳しい指摘をしています。今日の情勢であれば成立しなかったであろう、法改訂です。その法改訂を根拠とした、この度の「西三河地方教育事務協議会規約の変更」はこの地域に国の害悪をもたらしかねず、否決すべきであります。

以上、各議案に対する主な反対理由を申し上げました。なんでも反対ではなく、7割以上の議案には賛成したうえで、残る問題を含む議案については反対していただくようお願いし、討論を終わります。